

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年二月五日奈良県指令建第九二一ー七一号

平成二十七年四月二十四日奈良県指令建第九四一ー七一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年五月十一日建第八四四六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年五月十一日建第五〇七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壱分町七〇番四、七〇番五、七〇番七、七〇番八、七〇番九、七〇番一〇、
七〇番一一、七〇番一二、七〇番一三、七〇番一四、七〇番一五、七〇番一六、七〇
番一七、七〇番一八、七〇番一九、七〇番一〇、七〇番二一、七〇番二三、七〇番二
三、七〇番二四、七〇番二五、七〇番二六、七〇番二七、七〇番二八、七〇番二九、
七〇番三〇、七〇番三一、七〇番三二、七〇番三三、七〇番三四、七〇番三五、七〇
番三六、七〇番三七、七〇番三八、七〇番三九、七〇番四〇、七〇番四一、七〇番四
二、七〇番四三、七〇番四五、七〇番四五、七〇番四六、七〇番四七、七〇番四八、
七〇番四九、七〇番五〇、七〇番五一、七〇番五二、七〇番五三、七〇番五四、七〇
番五五、七〇番五六、七〇番五七、七〇番五八、七〇番五九、七〇番六〇、七〇番六
一、七〇番六二、七〇番六三、七〇番六四、七〇番六五、七一番五、七一番一一、七
一番一二、七一番一三、七一番一四、七三番三及び七三番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町二丁目四番五号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐直秀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町七〇番四、七〇番五、七〇番七、七〇番八、七〇番一一、七〇
番一二及び七〇番一三

公園 生駒市壱分町七〇番一〇

下水道 生駒市壱分町七〇番四、七〇番七、七〇番八、七〇番一一及び七〇番一二
の各一部

水路 生駒市壱分町七〇番四の一部、七〇番七の一部、七〇番九、七三番三及び七
三番五の一部

消防の用に供する貯水施設 生駒市壱分町七〇番八の一部

一 許可番号

平成二十六年十二月一日奈良県指令建第九四一ー三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年五月十二日建第八四四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市靈安寺町三九番一一及び三九番一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市靈安寺町三九番地の一

井ノ本昌男